

午後2時03分開会

○民谷会長 それじゃ、議題に従って進めたいと思います。

最初に、昨年の私どもの答申に沿って、前回にもちょっとお話がありましたけれども、区議会では条例の見直しをされたというふうに伺っております。事務局からその説明をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○依田次長 はい。それでは、こちらからご案内申し上げます。

昨年の答申後、都合6回に及び各会派幹事長クラスの会合がございまして、議論を重ねてまいりました。その結果として、ことし3月、区議会定例会で条例の一部改正が全会派一致で可決、成立いたしました。委員の皆様の評価はさまざまかと思いますが、答申に沿った形での見直しと相なりました。

改正内容でございますが、お手元資料がございます。1枚目をごらんいただきたいと思っております。ちょっと条例案ですので、ちょっとわかりづらい部分がございます。

まず人件費についてでございますが、条例の別表を改正させていただいております。用途禁止事項の「日常的な事務員の雇用」を削除いたしました。また、「政務活動を補助する職員」というふうな文言に改めさせていただきました。

次に会議費でございますが、同じく条例別表を改正いたしました。改正内容としましては、「政務活動のために必要な、外部折衝に係る経費若しくは会費（このうち飲食費を除く会場費、資料費及びその他事務費として1人3,000円以内とする。）」と。「又は自らが主催する会議の会場に係る経費」に改めさせていただいております。

以上のとおり、条例の別表の変更となりました。本年、今年度4月1日から施行いたします。

なお、答申でいただいております人件費の按分比、通信費のうち郵券の多額購入禁止の範囲、交通費のうちタクシー利用の厳格化等々、今後何がしかの合意を経て、明文化を図ることとしてございます。

続きまして、資料の2枚目でございますが、条例事項の新旧対照表でございます。

最後の資料でございますが、3枚目の資料でございますが、条例見直しの提案理由説明でございますが、下から4行目のなお書きの部分でございますが、こちらにつきましては、会議費のうち会費の用途の表示方法など、今後とも継続的に議論を重ね、決めていくということを宣言してございます。

ご報告は以上でございます。

○民谷会長 はい。ありがとうございます。

会議費のことについては、会場費、資料費、その他事務費というのは――ということを入れたということですね。

○依田次長 はい。「飲食費を除き」ということになります。

○民谷会長 はい。そうですね。

で、あと、その、今回の改正にかからなかった分で、今、何ていうんですか、検討中というか。

○依田次長 あ、はい。答申のほうでいただいた人件費の2分の1の按分比、これについては条例で定めるということではなく、ガイドライン、まあ手引等で明文化していくということです。

○民谷会長 はい。

○依田次長 あと、通信費のうち郵券の多額購入禁止。この多額の購入の範囲を具体的に定めていくということです。あと、交通費のうち、タクシー利用の場合の厳格化ということをごちかもそういったガイドライン、手引等でうたっていくといったことを今後すぐに検討して定めていくといったところです。

○民谷会長 郵券もガイドライン。

○依田次長 郵券の、その多額購入禁止の範囲ですね。はい。いかほどが多額になるのかといったところですね。

○民谷会長 うん。なるほどね。これはガイドラインでということですね。これは幹事長会で、今話し合いをまだ継続しているということですか。

○依田次長 そうですね、今までの都合6回の中でも、議論はされてきたところですが、具体的にちょっとまだ合意に至っていない部分がございますので、はい、最終的な詰めの段階でございます。

○民谷会長 はい。

これについては、ご質問等ございますか。だから、これはもう既に適用になっていることですよ。

○依田次長 はい。4月1日から適用でございます。

○民谷会長 はい。4月1日からね。はい、わかりました。

○廣瀬副会長 ちょっと今の絡みで補足的な質問なんですけど、今の段階でガイドラインが固まっていない部分について、平成30年度の、例えば第1四半期はどうか、そういう区切りが可能なのか、一応支給はたしか四半期ごとで。だけれども、最終的な確定は、例えば第1四半期のものを第2四半期とか第3四半期に繰り越してから使っても構わないわけですよ。違いましたっけ。その都度精算しているわけではない。

○依田次長 その都度精算でという形を採らせていただいています。（発言する者あり）

○廣瀬副会長 報告は……

○依田次長 あ、そのまま……

○廣瀬副会長 報告は四半期ごとに出していただくけれども、最終的に年度を通しての報告がまとまった段階で残額があれば戻すという形ですよ。

○依田次長 ええ、そうです。

○廣瀬副会長 すると、今年度からその新しいガイドラインを適用できる感じなのか、そのガイドラインについては年度途中で変えにくいので、31年度からになりそうなのかとか、そのあたりはどうですか。

○依田次長 感触としましては、この30年度に全て間に合わせるような形で、答申に沿った形で進めさせていっていただいているというような状況です。

○廣瀬副会長 わかりました。

○民谷会長 そうすると、郵券の多額なんていう範囲というのは、まあ、逆に言うと、郵券のそのような、当たるようなものというのは、当面は差し控えるといいますか、そういうことになるわけですね。

○依田次長 まあ、そういうことになろうかなと。はい。

○民谷会長 そうですよ。

○依田次長 議論の中では、1万円、2万円の範囲だろうというような議論は出ていましたが、具体的にまだどの範囲にしましょうというところが、まだ落ちついたような状況ではないという状況です。

○民谷会長 タクシー料は比較的頻繁な方もいらっしゃいますよね、見ていると。

○依田次長 はい。

○民谷会長 これは大丈夫なんですか。

○依田次長 ちょっと、こう、異論もございましたけれども、大多数の会派のほうの合意はとれるだろうということで……

○民谷会長 ああ、そうですか。

○依田次長 まあ、はい。その辺は大丈夫じゃないかなと。

○民谷会長 そうすると、そういうことは念頭に置きつつ、それぞれの運用の中で配慮していただくということですね。

○依田次長 はい。

○民谷会長 ありがとうございます。

では、30年度から、そういう、諸規定というのかガイドラインが効いてくるという前提のもとでおやりになっているということですね。

○依田次長 はい。

○民谷会長 はい。じゃあ、条例の見直しについてはよろしいですかね。

その他では何か報告がほかに。

○依田次長 はい。事務局からの口頭報告でございますが、前回のこの29年収支報告の閲覧での指摘事項に加え、今回も、再度、また30分程度でちょっと見ていただいて、ご指摘をいただきたいというふうに考えてございます。

○民谷会長 はい。

○依田次長 で、前回ご指摘いただいた、5点ほどございまして、ちょっとご確認させていただきたいと思います。

まず、外部からの閲覧の配慮が必要だということで、様式を統一していくべきではないかと。これが1点ございました。

2番目としましては、支出内容が類型的なチェックで済んでいるので、もう少し詳細な内容を記載、表示したほうがいいのではないかとといったところです。

3点目が、特に会議費の上限、5,000円の表示がないケースがある。こういったものは表示すべきではないかといったところです。

4点目としましては、切手等の購入の内訳と、送るものですね、送付物の整合性がちょっととれていないものがあるといったところです。

最後としまして、課題別経費の書式、こういったものもそろえるべきではないかなどといったご指摘がございました。

また本日も見ていただいて、ご指摘いただければと思いますので、よろしく願います。

○民谷会長 はい、わかりました。

それじゃ、それぞれまたごらんいただきたいと思います。

○依田次長 で、会長、ご用意する前に、もう一点よろしいですか。

○民谷会長 はい。どうぞ。

○依田次長 はい。口頭報告で、各派代表への指摘事項を伝える場ということをやっと事務局としても考えてございます。今回見ていただいて、また次回もう一度見ていただくか、あるいは7月ぐらいになるんですが、その段階以降に各派の代表、会計責任者と懇談というか意見交換の場を設けていただいて、そこで先ほどご確認させていただいた指摘事項等を伝えるという場を設けさせていただきたいなというふうに考えてございます。

○民谷会長 これは会の運営の仕方ということにもちょっとかかわるんですけども、要するに私どもの意見というんですかね、を、どういう形で実行化するかということなんですかね。前には意見書という形で出すというやり方もしていたんですけども、そういうやり方にするのか、それとも幹事長とかそういう方が集まっていたいて、お互いに意見交換しながら、より有効なやり方をご提案するなり、ご指摘するなり。それからまた、あちらからもこういうふうなご意見をいただくようなね。そういう機会を、これ、前回も持たせていただいたので、私は、それは有効な一つの機会だと思っているので、今、事務局からお話のあったように、それはぜひやりたいというふうに思っていますけども、それを念頭に置きながら、皆様、今の内容を見ていただいて、そしてそれを指摘事項として、まあメモ的にまとめていくことは必要だろうと思うんですね。最終の外部に対する発表の仕方ということともかかわると思いますが。そういう前提で、いつごろその機会をセットするかはまたご相談ということになろうかと思えますけども、そういう方向でよろしゅうございましょうかね。

〔「了承」と呼ぶ者あり〕

○民谷会長 じゃあ、先ほどご説明のあったようなことで、具体的な時期はまたご相談という。

○依田次長 はい。また、ご相談差し上げますので、よろしくお願いします。

○民谷会長 はい。じゃあ、よろしくお願いします。そうすると、では、30分ぐらい閲覧ということで、よろしく、はい、お願いします。

○廣瀬副会長 第3四半期までで、3月末までの分は、まだこれからですよ。

○依田次長 まだ、これからです。4月の20日が締め切りでございます。

○廣瀬副会長 はい。

〔資料閲覧〕

○民谷会長 30分ということ言えば、時間がちょうど来ました。（発言する者あり）
人によっても違うし、もちろん会派によっても違うし。何か金額とか。

○廣瀬副会長 何ていうか、自主、自己判断の按分についてどこか、何か、こう考えるので何とかとするみたいな記入があったほうがわかりやすいかなと。

○民谷会長 ああ。

○廣瀬副会長 何かいきなりこう、領収書の脇のところに鉛筆書きで「×0.9」とか書いてあるんですよ。

○民谷会長 そうそう。そうですよね。

○廣瀬副会長 何だろう、とか思いますんで。

○高橋庶務係長 按分が決まっているのは通信費だけじゃなくて、携帯電話が70%以内。それ以外は決まっていないと思います。

○本多委員 前回見たやつも何か活動報告書の送付のやつが9掛けになっていますけど…
…。理由がちょっとわからないんですけどね。まず、報告書のどこかがやっぱり当たらないものだと認めているんでしょうけれど、どこかというのがわからないけど、まあ面積按分でやっているのかもしれませんがね。それ……

○高橋庶務係長 そうですね。原則、面積按分なので。

○本多委員 ええ。ここなんかは……

○民谷会長 それは何か口頭ではお話があるんですか。

○高橋庶務係長 事前に、こちらに、事務方に当たったり、またはなくて、我々が確認して、こうじゃないですかというお話をして…決めていただくという。

○民谷会長 ああ、なるほど。

○本多委員 何かこの部分という枠が書いてあったりすると、わかりやすいです。

○民谷会長 確かに、突然出てくるんですよ、パーセンテージが。

○廣瀬副会長 何かこう、個人、個人のプロフィールは書いてあるんだけど、政策とかそういうのを、状況に関連していないようなところが多分これは按分して除外しないと
というふうなアドバイスをされたのかなという感じで読んだんですが。

○依田次長 はい。

○廣瀬副会長 大体そんな感じですよ。

○民谷会長 ご本人は全額、これ大丈夫だと思って、で、事務局とやって、事務局にご指摘を受けてというのも、そっちのほうが多いんですね、ケースとしては。

○高橋庶務係長 ただ、こう、重ねてくるにつれて、自己判断で書いていただくようなケースも見受けられます。

○民谷会長 ああ、そうですね。うん。

○本多委員 皆さんどうい感じなんですかね。報告書とかは事前に、刷る前に相談されているんですかね、事務局に。それとも、刷っちゃった後。

○高橋庶務係長 いや、刷った後、それをこちらに出すときに、こういう形でという。

○本多委員 まあ、やり方としては事前に見せてくれれば、アドバイスはしますよみたいな話もあるかなと思うんですけどね。

○高橋庶務係長 そうですね。はい。

○廣瀬副会長 あとは、印刷と発送と、あとは何だったかな、レイアウトとかそういうのが……

○高橋庶務係長 デザイン……

○廣瀬副会長 同じニュースレターが3回出てくるのがあって、こういう1件のものについての処理の流れに沿って、添付は1枚でいいような感じに簡素化してもいいのかなと。見ていても、ちょっと、あれっ、さっきのとどこか違うんだろうとかですね。

○高橋庶務係長 1枚の整理表に必ずそういう添付書類は必ず一つということで、閲覧するときに必ずそこを見ればわかるような感じというふうな形にしています。

○民谷会長 逆に言うと、それをまとめて、本当はやれば。ねえ。

○高橋庶務係長 そうですね。

○民谷会長 それはこちらにもありましたね。（発言する者あり）そこまでは言えない。

○本多委員 あと、ちょっと気になったのは、手土産があるんですよね。手土産は、確かにここに、申し合わせ事項に、「手土産持参の場合については、訪問先、調査項目等を記載すること」とはなっているんですけど、相手方を見ると、さいたま市だとか港区だとかの自治体だったりするんですよね。これは今はやっていないんじゃないかな。うん。公務員の方も……

○民谷会長 微妙なんだ。

○本多委員 ねえ。訪問するとき自腹ですよ。

○門口局長 そうですね。公費は、ちょっと、今はないですね。

○依田次長 ただし、簡単な謝礼に近いお土産というのは、各自治体から、こう、自治体に来るときにというのが、お持ちになられるケースは間々、今でもございますけれども。

○本多委員 やっぱ、それ、公費で出していないんじゃないんですかね。

○依田次長 えっ。

○門口局長 微妙だと思います。

○本多委員 僕のところに依頼者で実は何か来る方がいて、持ってきてくれる方がいますけど、全部自費ですよ、そんなの。

○依田次長 ああ。

○本多委員 ええ。公費で出しているなんていう人はいないので。

○門口局長 そうですよ。最近我々もどこかに行くときは、自費を出して、そういう感じが多いような気がしないでもないですね。

○本多委員 民間団体だったらね。協力してもらえるということで手土産というのは社会通念上許されるかなと思うんですけど、相手が自治体だったら、もう、横のつながりなんだし。ということじゃないかなと思うんですけどね。ちょっとそこは、まだやってるのかなと、そんな感じがありましたね。

あと、何か区政報告会でホテルを借りられていて、賃料を払っているんですけど、あと、ジュースか何かですかね、1人500円を出しているんですよね。確かに茶菓は認めているのかもしれないけれど、これ、250人も報告会でいて、1人500円ずつ、ジュースかコーヒーを出している。うーん、ちょっとそれっていうのはどうなのかなというふうに思いましたね。

会議のときに、会議場を借りるときに、四、五人で打ち合わせするときにコーヒーとかを出すというのはあるでしょうけれど、区政報告会でちっとやって、それで1人ずつジュースやコーヒーを500円出していると。まあ、これ、ばかにならなくて、10万円単位になるわけですよ。だから、それはいかがかなというふうには思いましたんですけど。

○民谷会長 今回のルール上はオーケーなんですか、それは。

○依田次長 そうですね。みずから主催の会議に湯茶程度500円と。まあ、ただ、これもご指摘いただいたように、総額にすると、かなりの金額になりますので。

○民谷会長 だから、一つ一つを、当てはめではオーケーなんだけども、確かに人数が多くなれば、当然、ねえ。総額規制はないわけだからということになるんですか。

○依田次長 ええ、そうです。

○竹内委員 これから5月、6月というのは、各町会の総会の時期じゃないですか。

○民谷会長 はい。

○竹内委員 そうすると、必ず、まあ、たまたまこの議員さんを見ますと、各町会にやはり、総会にみんな参加しているわけですね。で、1万円ずつ、お祝いですか、持っているんですけれども、やはりこれを25人の議員さんがみんなやると、大変な金額になりますよね。

○依田次長 そうですね。

○竹内委員 ねえ。

○依田次長 で、今回、条例改正の中身としては、飲食を除き、資料とか会場費の見合いの部分はオーケーということなので、その区分けをしていただく、まあ、各種団体、いろいろ、総会でそういった領収書が出せるのかどうかということでも議論になっています。それは会派のほうで依頼せざるを得ないのかなというようなところもあるんですけど、実際どうなんでしょうかね。

○竹内委員 おつき合いも大変なんだなと。

○依田次長 そうですね。

○門口局長 今、一律で、1万円で領収書を多分まちの方は議員さんに出していると思うんですけど、それを会議の会場代3,000円と飲食代7,000円とって分けた領収書が出るのか……

○竹内委員 これを見ると、全くないですね。

○門口局長 今までは……

○依田次長 今後。今後。

○竹内委員 そうですね。

○民谷会長 だから、逆に言うと、議員さんのほうからそういうご要望というかご依頼が……

○竹内委員 出てくる……

○民谷会長 あると思うんですね、今後。

○廣瀬副会長 これから行くんじゃないでしょうかね。

○依田次長 それは……

○民谷会長 これは、条例改正の趣旨からいうと、そういうふうにしないと、逆に1万円も出せないということですね。だから、ちょうど当事者の……

○竹内委員 ……

○民谷会長 よろしく願いして。まあ、私がお願いすることでもないんだけど。

○上村委員 その場合は、例えば3,000円と7,000円の領収書で3,000円の領収書をここに張るということですか。

○依田次長 込み込みでも大丈夫なんですか……

○廣瀬副会長 内訳が……

○依田次長 内訳に。

○上村委員 ああ。

○依田次長 ええ。飲食費は幾ら程度、資料代、会場費は幾ら程度というふうに、こう内訳を分けていただく……

○民谷会長 ただ、1万円出しても、それが、自腹の分と政務活動費から出る分と、両方は入っているということなんですね、後は。

○上村委員 今まではそれが5,000円だったんですね。

○依田次長 それがもう、1万円に、まあ5,000円以内にしたら、飲食を伴っても構いませんというような条例だったんですが。はい。今後はもう、飲食は除く、3,000円以内というふうに改めさせていただきましたので、その表示がお願いできたらなというところだと思いますが。

○民谷会長 それは私どもの申し上げたことの一番中心部分の一つですから、そこはぜひお願いしないと。

○上村委員 ええ、そうですね。はい。

○民谷会長 はい。ありがとうございます。

ほかには、何かご指摘は。

○廣瀬副会長 あとは、これから継続的な雇用が可能になるということなので、これまでは一時的な短時間の補助的な用務だけだったので、あんまり気にならなかったんですが、例えば、何だっけ、所定の休憩時間をどうするかとか、何かお昼のところを抜いてあったり、それから何かとんでもない時間帯が抜いてあるのは、これはだから政務活動費に該当しない用務をされていた時間を抜かれたのかなとか思うんですけども。何かそういう、そのあたりの、どういうところに気をつけなくちゃいけないとか、労働法との関係でどういうルールを守らなくちゃいけないとか、そのあたりについては何かこう、何ていうんでしょう、説明会とかそういうようなことはされる——されたんでしょうか。される予定とか。

○依田次長 今後そういった機会を設けざるを得ないかなというところはございます。で、先ほど先生からもいろいろとご指摘いただいたように、手引をまずはつくって、皆さんに周知差し上げていけたらなという、留意点をいろいろ、長期的な雇用についてはさまざまな留意点がございますので、その辺もうたい上げたものをご用意して、まずはそちらでご案内していこうかなというふうにあります。

○民谷会長 ただ、常時雇用するということになると、その充てた仕事の内容がそもそも何なんだということで、やっぱり明らかにしていただく必要もあるし。だから、条例改正したことに伴う、きちんとしたルールの明確化といいますかね、それはやっぱり必要なことですよ。

○依田次長 はい。雇用台帳とか出勤簿、そういったもの。あと、いろいろな時間単価等々によっては、社会保障、保険費がかかるとかありますので……

○民谷会長 ああ、そうですね。

○依田次長 そういったところも、こう、はい、ご案内申し上げないといけないかなと思っております。

○本多委員 本当は雇う側が当然確認すべきということもありますけども。社会保険に入らなくちゃいけないとか、どうなのとかかね。

○依田次長 そうですね。

○本多委員 まあ、こちらの政務活動費に充てるのの適法性と関連しちゃうりするといけないから、一応は案内をしておいたほうがいいんじゃないでしょうかね。

○依田次長 はい。

○民谷会長 普通いらっしゃるのは、どこ、どこで仕事をされているんですか。ここで

か。

○依田次長 あ、こちらの、7階のほうの議員の控室のほうで、皆さん。ええ。

○民谷会長 それは、今、普通。普通のことなんですね。

○依田次長 ええ、そういうことで捉えています。

○民谷会長 ありがとうございます。

ほかに何かありますか、ごらんになって。

○本多委員 ちょっと改正の関係で、細かいことなんですけど、1条とか9条というのが改正されていますよね、条例。

○依田次長 はい。

○本多委員 1条が何か自治法の100条の14項から16項までということで、今まで14項及び15項だったのに、16項というのをつけ加えたりとか、あと9条のところは、「千代田区議会事務局公文書管理規程に基づき保存」となっていたのが、今度「千代田区議会事務局処務規程に基づき保存」というような形で、ちょっと変わったりしているので、この辺どうなのか、ちょっと説明いただければと思うんですが。

○依田次長 あ、はい。

これ——この、すみません、新旧対照表のほうだと思われそうですけれども……

○民谷会長 うん。

○依田次長 はい。こちら、地方自治法のこの100条にこの政務活動費がうたわれていたんですが、自治法のほう、一部改正がなされた関係で、ちょっと条文が、条項がずれたということ。はい。

○門口局長 16項が、議長の責務だったんだよね。

○依田次長 議長の責務になって、これが入り込んだということ。

○門口局長 前から、（発言する者あり）

○依田次長 あ、すみません。この辺は……

○門口局長 明確にしたという。

○依田次長 ちょっと、事前——以前に改正すべきものが、ちょっとこう、漏れていたということ……

○民谷会長 されていなかったと。

○依田次長 はい。今回、この機会に、すみません……

○民谷会長 充てたということ。

○依田次長 はい。改正したということでございます。

○門口局長 ちなみに16項は、「議長は第14項の政務活動費についてはその用途の透明性の確保に努めるものとする」と、その部分が前もあつたんですけど、ちょっと漏れていたということ。

○本多委員 まあ、政務活動費に関する規程だということ、今までのものを踏襲……

○門口局長 そうですね。それをちゃんと入れ込んだということですね。

○依田次長 はい。

○廣瀬副会長 確かに、政務調査費から政務活動費になったときに、その……

○門口局長 そうですね。自治法。

○廣瀬副会長 うん。自治法に1項加わったんだけど……

- 依田次長 加わったと。はい。
- 廣瀬副会長 そのこの部分をもとの条例はまだ参照する改正をしていなかったということです。
- 依田次長 はい。
- 門口局長 そうですね。
- 依田次長 そのとおりでございます。
- 門口局長 政務活動費になってから。（発言する者あり）
- 民谷会長 まあ、あんまり説明したくなかったと。（発言する者あり）
- 依田次長 すみません。
- 本多委員 この9条のほうも、何かそんな感じですか。
- 門口局長 これ、処務規程の改正がいつあったの。
- 高橋庶務係長 処務規程も25年のそのときだと思います。
- 依田次長 はい。
- 門口局長 うん。同じ。
- 高橋庶務係長 はい。
- 門口局長 処務規程。この同じく9条についても、25年当時変えなくてはならなかったものが、変えていなかったということで。
- 民谷会長 ああ、そうなんですか。
- 依田次長 はい。文言の整理ということです。
- 高橋庶務係長 そうですね。
- 門口局長 これは公文書管理規程から処務規程のほうにしっかりと移してあったと、報告書の保存期間が。
- 民谷会長 ふーん。
- 本多委員 この公文書管理規程というの、あることはあるわけなんですかね。
- 依田次長 ええ、ございます。はい。
- 本多委員 処務規程というのもあって、そっちに何か、この報告書については根拠が移ったのかねということ、そうしたら。
- 依田次長 そうですね……
- 本多委員 根拠法があって、変えるということですか。
- 依田次長 はい。そのとおりでございます。
- 高橋庶務係長 公文書管理規程は廃止されて……
- 本多委員 廃止された。
- 民谷会長 ああ、そうなんですか。
- 高橋庶務係長 処務規程の中に盛り込まれたということでございます。
- 民谷会長 そうでないとね、ちょっとね、公文書管理規程もあるのに何で処務規程に移すのかなというのはね……
- 門口局長 そうですね。
- 民谷会長 ちょっとわからない。そうですか。それならわかります。
- 本多委員 処務規程に吸収されちゃったということですよ。
- 門口局長 処務規程に、1本にされたということでした。

○廣瀬副会長 なるほど、なるほど。

○民谷会長 じゃあ、ないものをずっと変えていくという。ありがとうございます。
ほかに何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○民谷会長 それじゃ、もう一回、ちょっと見るチャンスがあるわけですね。

○依田次長 はい。（発言する者あり）

○民谷会長 ありがとうございます。

それで、（発言する者あり）次回のことですが、今何か日程調整が配られたようですので、これは今お出しいただいても結構ですし、後でお出しいただいても結構です。それを調整の上で、何か次回の日程を決めさせていただくという、おおむねこの中からということですかね。

○依田次長 あ、はい。よろしくお願いします。

○民谷会長 じゃあ、今回はそのような日程でさせていただくことになると思います。
ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○民谷会長 なければ、じゃあ審査会を閉じさせていただきたいと思います。

で、あれでしょ、ちょっと下にまた移っていただいて……

○依田次長 また、すみません、ご足労いただいて。はい。

○民谷会長 ちょっとご相談させていただきたいということがあるようですので。

○依田次長 はい。よろしくお願いします。

午後3時10分閉会